



国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION



株式会社
国際協力銀行 (JBIC)

JBIC 中国レポート

2014年 **5・6** 月号

新公布法令・改正法令情報.....	2
主な新公布法令.....	2
新公布法令解説 1.....	6
都市・農村養老保険制度連接暫定施行弁法／「都市・農村養老保険制度連接暫定施行弁法」 に關係する問題の實施を貫徹することに関する通知	
新公布法令解説 2.....	12
税関加工貿易貨物監督管理弁法／「税関加工貿易貨物監督管理弁法」の執行に關係する 問題に関する公告	
新公布法令解説 3.....	16
商標法實施條例	
中国智库－ 寄稿（每号掲載） 富士通総研經濟研究所 主席研究員 柯 隆.....	21
中国企業の過剩設備問題	
時事問題研究－ キャストグループ代表 弁護士・税理士 村尾 龍雄.....	31
関税評価（査定価格）を巡る徴税の季節の再到来	
コラム－ 国際協力銀行 北京首席駐在員 菊池 洋.....	34
中国經濟發展の歴史と国家開發銀行	

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社国際協力銀行 北京代表処が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな投資、金融、税制等にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当代表処までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

(<http://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china>)

株式会社国際協力銀行 北京代表処
菊池 洋

新公布法令・改正法令情報

主な新公布法令【1】

(直近 3 ヶ月にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、債権管理、労務管理、税関管理、税務・会計、外貨管理、その他の項目別にとりまとめたもの。また、法令名が**太字**の法令等については解説等を掲載。)

・ 労務管理

法令名：**都市・農村養老保険制度連接暫定施行弁法**

公布部門： 人力資源及び社会保障部/財政部 文書番号：人社部発〔2014〕17号

公布日： 2014年2月24日 施行日：2014年7月1日

概要等： 本弁法は、都市・鎮従業員基本養老保険又は都市・農村居民基本養老保険に加入している人員に係る連接手続の取扱い及び具体的な手続に関する基本的事項等について定めたものである。国の規定に従い既に養老保険待遇を取得している人員については、連接手続を行わないとされる。

→新公布法令解説 1

法令名：**「都市・農村養老保険制度連接暫定施行弁法」に関する問題の実施を貫徹することに関する通知**

¹ 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続を経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「-」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日：2009年7月1日、施行日：2008年1月1日（遡及適用）。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

公布部門：	人力資源社会保障部弁公庁	文書番号：	人社庁発〔2014〕25号
公布日：	2014年2月24日	施行日：	－
概要等：	本通知は、「都市・農村養老保険制度連接暫定施行弁法」（人社部発〔2014〕17号）の貫徹・完全化業務を適切に行なうため、関連する事項について定めたものである。 →新公布法令解説1		
法令名：	基層労働人事紛争調停業務規範を印刷・発布することに関する通知		
公布部門：	人力資源及び社会保障部弁公庁	文書番号：	人社庁発〔2014〕30号
公布日：	2014年3月5日	施行日：	－
概要等：	本通知は、「労働紛争調停仲裁法」（国家主席令第80号、2008年5月1日施行）及び関係する政策規定をより一層貫徹・完全化すること等を目的として、基層労働人事紛争調停組織の名称に関するルール、労働人事紛争調停業務手続、調停員の行為規範等について定めたものである。		

・ 税関管理

法令名：	税関加工貿易貨物監督管理弁法		
公布部門：	税関総署	文書番号：	税関総署令第219号
公布日：	2014年3月12日	施行日：	2014年3月12日
概要等：	本弁法は、加工貿易貨物に係る手帳の開設、輸出入通関、加工、監督管理及び消込手続等に関する事項についての全般的なルールを定めたものである。本弁法の施行に伴い、従前同様の事項について定めていた「加工貿易貨物に対する税関の監督管理弁法」（2004年2月26日税関総署令第113号により公布、2010年11月1日税関総署第195号により最終改正公布）は同時に廃止された。 →新公布法令解説2		
法令名：	「税関加工貿易貨物監督管理弁法」の執行に関する問題に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	总署公告〔2014〕21号
公布日：	2014年3月24日	施行日：	2014年3月24日
概要等：	本通知は、税関加工貿易貨物監督管理弁法（税関総署令第219号）の一部の条項に関する具体的細則等に関する事項について定めたものである。 →新公布法令解説2		
法令名：	加工貿易貨物の廃棄処理に関する問題に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	税関総署公告2014年第33号
公布日：	2014年4月29日	施行日：	2014年5月1日
概要等：	本公告は、加工貿易企業における生産プロセスにおいて発生する廃棄物の処理に係る取扱いについて改めて規定し、税関における手続の簡素化・加工貿易企業の負担軽減等を図ったものである。		

・ 税務・会計

法令名：	電信業を営業税から増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通知		
公布部門：	財政部/国家税務総局	文書番号：	財税[2014]43号
公布日：	2014年4月29日	施行日：	2014年6月1日
概要等：	本通知は、電信業サービスを提供する単位又は個人について営業税の納税義務者から増値税の納税義務者へと変更することについて、その具体的範囲及び税率等について定めたものである。		

・ 外貨管理

法令名：	「多国籍会社外貨資金集中運営管理規定（試行）」の印刷・発布に関する通知		
公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：	匯発[2014]23号
公布日：	2014年4月18日	施行日：	2014年6月1日
概要等：	本通知は、多国籍会社による外貨資金の集中運営管理（その経営の必要に基づき、所在地の銀行に外貨資金主口座を開設して国内外の成員企業が保有し、又は国外機構から借り入れた外貨資金を集中して運営管理し、又は外貨資金集中外貨收受・支払い、差引ネットィング決済等を行なうこと）に係る主口座の開設手続・管理に係る全国的な基本的ルール等について定めたものである。		

・ その他

法令名：	金融リース会社管理弁法		
公布部門：	中国銀行業監督管理委員会	文書番号：	中国銀監会令 2014年第3号
公布日：	2014年3月13日	施行日：	2014年3月13日
概要等：	本弁法は、金融リース会社（銀監会の認可を経て、ファイナンスリース業務の経営を主とする非銀行金融機構）の設立条件、業務範囲及び経営規則等を定めた同名の法令（中国銀行業監督管理委員会令 2007年第1号、2007年3月1日施行）を改正のうえ新たに公布・施行したものである。本弁法の施行により、改正前の法令は同時に廃止された。		
法令名：	商業銀行ファクタリング業務管理暫定施行弁法		
公布部門：	中国銀行業監督管理委員会	文書番号：	中国銀監会令 2014年第5号
公布日：	2014年4月10日	施行日：	2014年4月10日
概要等：	本弁法は、中国国内で設立された商業銀行がファクタリング業務（債権者がその売掛債権を譲渡することを前提として、その回収催促、管理、貸倒金担保及び融資を一体化させた総合的金融サービスをいうとされる。）を行なう際に遵守すべき各種規範について定めたものである。		
法令名：	改正後の「商標法」の執行に関する問題に関する通知		
公布部門：	国家工商行政管理総局	文書番号：	工商標字〔2014〕81号

公布日：	2014 年 4 月 15 日	施行日：	－
概要等：	本通知は、2014 年 5 月 1 日の改正商標法の施行に対応し、同日前に提出・申請されていた商標登録出願、商標評価審査、商標監督管理に関する事項等の取扱いについて定めたものである。		
法令名：	環境保護法		
公布部門：	全国人民代表大会常務委員会	文書番号：	主席令第 9 号
公布日：	2014 年 4 月 24 日	施行日：	2015 年 1 月 1 日
概要等：	本法律は、1989 年 12 月 26 日主席令第 22 号により発布・施行された同名の法律を全面的に改正したものである。主な改正内容としては、生態保護レッドラインの画定、汚染その他の公害の防止処理、情報公開及び公衆による参与、違反行為に対する罰則強化等の多岐にわたっており、条文数も旧法の 47 条から 70 条へと増加している。		
法令名：	商標法実施条例		
公布部門：	国務院	文書番号：	国務院令第 651 号
公布日：	2014 年 4 月 29 日	施行日：	2014 年 5 月 1 日
概要等：	本条例は、2014 年 5 月 1 日より施行された改正商標法【 ² 】に合わせ、商標法の円滑な実施を保証するため、商標法の改正内容に対応した細則の改正を行なったものである。 →新公布法令解説 3		

² 改正内容の詳細等については、本レポート 2013 年 11・12 月号新公布法令解説 2 を参照。

新公布法令解説 1

都市・農村養老保険制度連接暫定施行弁法／「都市・農村養老保険制度連接暫定施行弁法」に関する問題の実施を貫徹することに関する通知

中国における基本養老保険は、1951年に公布された「中華人民共和国労働保険条例」が法的制度の端緒となっており【3】、その区分は、2014年2月21日に公布された「統一的都市・農村居民の基本養老保険制度の確立に関する国務院の意見」【4】以降、①都市・鎮従業員基本養老保険（都市部従業員及び自営業者が加入）、②都市・農村居民基本養老保険（都市非就労者及び農民が加入）、及び③機関・事業単位養老保険（国家機関・事業単位職員が加入）とされている【5】。

日系企業においてしばしば企業の負担料率【6】や定年年齢（男性は満60歳、女性幹部は満55歳、女性一般従業員は満50歳）に関して議論されるのは、①都市・鎮従業員基本養老保険であり、②都市・農村居民基本養老保険とは、加入対象者のみならず、加入形態（前者は強制加入であり、後者は任意加入である。）、保険料率（前者の例は脚注4に記載したとおりであり、後者は（i）個人保険料の納付、（ii）集団補助及び（iii）政府補助からなる【7】。）、給付金額（前者と後者とで計算式が異なるが、前者は後者に比して保険料率が高く給付金額も多い。）、給付開始年齢（前者は既述のとおりであり、後者は男女とも60歳である【8】。）等が異なる。

中国では、近時は、沿岸部を中心とした都市部への出稼ぎ労働者が減少し、人手不足に陥っている地域もあるが、それでも農村部から都市部等に流入する労働者が増加し続けており【9】、また、他方で都市部に流入した多数の労働者が、将来的に農村部に帰郷することも考えられることから、農村部と都市部間の労働者人口の移動により生じる問題に対応する必要が生じている。従前、保険加入人員が省を跨いで移動した場合の基本養老保険関係については、「都市・鎮企業従業員基本養老保険関係移転・継続暫定施行弁法」【10】などが定められていたものの、その切替手続は十分には機能していなかった。そこで、2014年2月24日、①都市・鎮従業員基本養老保険、又は②都市・農村居民基本養老保険に加

³ 養老保険には基本養老保険（強制加入）と企業年金保険（労使協議による）があるが、本稿では基本養老保険を前提として検討を行う。

⁴ 国発[2014]8号

⁵ これ以前は、②都市・農村居民基本養老が、i 新型農村社会養老保険と ii 都市住民社会養老保険に別れていたが、当該意見によりこれらが合併されることとなった。

⁶ 例えば上海市の場合は、2013年8月28日付「当市の都市従業員社会保険納付比率の調整に関する通達」（滬府発[2013]62号）に基づき、2013年10月1日以降、企業負担分21%・個人負担分8%となる。

⁷ 「統一的都市・農村居民の基本養老保険制度の確立に関する国務院の意見」四、基金の調達

⁸ 「統一的都市・農村居民の基本養老保険制度の確立に関する国務院の意見」七、養老保険待遇受領条件

⁹ 2013年全国農民工観測調査報告によれば、2013年度、農村を出た農民工は1億6610万人、前年比274万人増（1.7%増）であり、2008年度（1億4041万人）を基準にすると約18.3%増となる。

http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201405/t20140512_551585.html

¹⁰ 2009年12月28日国発[2009]66号公布、2010年1月1日施行。

入している人員に関する承継手続の取扱い及び具体的な手続に関する基本的事項について定めた「都市・農村養老保険制度連携暫定施行弁法」（以下、「本弁法」という。）【11】及び『都市・農村養老保険制度連携暫定施行弁法』に係る問題の実施を貫徹することに関する通知」（以下、「本通知」という。）【12】が公布され、かかる事態の打開が図られた。

1. 中国における高齢化と第 12 次五ヵ年計画

中国は、一人っ子政策等を原因として高齢化が進んでおり、2012 年末時点において、香港、マカオ及び台湾を含まない中国大陸における 60 歳以上の人口が約 1.94 億人（全体の 14.3%）を占め、今後、毎年 860 万人ずつ高齢者【13】が増加し、2050 年には総人口の 3 分の 1 を占める 4.5 億人が高齢者となるとされている【14】。

このような中国の人口全体の高齢化から、国務院は、2011 年 9 月 17 日、「中国老齡事業發展『第 12 次 5 ヶ年』計画の印刷發布に関する国務院の通知」【15】（以下、「国務院通知」という。）を公布し、2011 年から 2015 年における高齢者事業の方針と対応策を定めた。

国務院通知は、中央レベルとしては高齢者事業に関する初めての中期計画であり、この中において、養老保険制度の健全化とともに、都市部と農村部における養老保険制度の普及に取り組むことを打ち出した。本弁法及び本通知は、国務院通知に始まる大きな養老保険制度の健全化の一環と位置づけることができる。

本弁法及び本通知に対しては、「以前は保険納付期間の 15 年に満たない場合は、納付した保険料が無駄になる可能性があったため、これまで多くの農民工及び都市・鎮の業務に従事していない住民が待遇の低い都市・農村居民養老保険に甘んじて加入していた」【16】が、これにより事態が変わるとする評価もある一方で、以下に検討するように、②都市・農村居民基本養老保険から①都市・鎮従業員基本養老保険に切り替えた場合には、新たに 15 年間の保険料納付がなければ基本年金の給付を受けられないなど、条件は厳しいものとなっており、直ちには事態が変わらないとする評価もある。

2. 本弁法及び本通知の検討

11 人社部発[2014]17 号、2014 年 7 月 1 日施行。

12 人社庁発[2014]25 号

13 60 歳を基準としている。

14 2013 年 3 月付日本貿易振興機構（ジェトロ）による「中国高齢者産業調査報告書」を参照
<http://www.jetro.go.jp/iframe/report/07001397/ChinaKoreishaRev.pdf>

15 国発[2011]28 号

16 「都市・農村養老保険制度連携暫定施行弁法」に顕著に示される三つの見どころ（中央財経大学の褚福靈教授）

http://www.gov.cn/jrzq/2014-02/26/content_2622570.htm

上述のとおり、①都市・鎮従業員基本養老保険と、②都市・農村居民基本養老保険とは、加入対象者、加入形態、保険料率、給付金額、給付開始年齢等が異なるため、それぞれの切替条件が異なる必要がある。以下、①都市・鎮従業員基本養老保険から、②都市・農村居民基本養老保険に切り替える場合と、②都市・農村居民基本養老保険から①都市・鎮従業員基本養老保険に切り替える場合に関し、本弁法において重要と考えられる条文につき検討を加える。

(1) 給付開始時期及び基本年金の取扱い

以下の本弁法第 3 条に定めるとおり、①都市・鎮従業員基本養老保険から、②都市・農村居民基本養老保険に切り替える場合と、②都市・農村居民基本養老保険から①都市・鎮従業員基本養老保険に切り替える場合のいずれにおいても、納付開始時期については①都市・鎮従業員基本養老保険に準じ、男性は満 60 歳、女性幹部は満 55 歳、女性一般従業員は満 50 歳をもって給付が開始されることになる。

また、同条によれば、切り替えた時点において将来の都市・鎮従業員基本養老保険の保険料納付期間が 15 年以上ある場合は、都市・農村居民基本養老保険から都市・鎮従業員基本養老保険に転入して、都市・鎮従業員基本養老保険弁法に従い、相応する基本年金にかかる待遇を計算・支給することを申請することができる一方、残りの保険料納付期間が 15 年に満たない時点で転入した場合には、都市・農村居民基本養老弁法に従い、相応する基本年金にかかる待遇を計算・支給することを申請できるとされる（すなわち、都市・農村居民基本養老保険から都市・鎮従業員基本養老保険に切り替える場合でも、都市・鎮従業員基本養老保険の基本年金を受給するには、結局のところ同保険の保険料について 15 年間の納付が必要ということになる。）。

これは、①都市・鎮従業員基本養老保険の保険料及び受給額が、②都市・農村居民基本養老保険に比して高いことから、前者の加入期間を基準としてその受給を設計したためであると考えられる。

【本弁法】

第 3 条 都市・鎮従業員養老保険及び都市・農村居民養老保険加入人員は、都市・鎮従業員養老保険の法定の定年退職年齢に到達した後に、都市・鎮従業員養老保険の保険料納付年数が満 15 年（15 年まで保険料納付を延長した場合を含む。）である場合には、都市・農村居民養老保険から都市・鎮従業員養老保険に転入して、都市・鎮従業員養老保険弁法に従い相応する待遇を計算・支給することを申請することができる。都市・鎮従業員養老保険の保険料納付年数が 15 年に満たない場合には、都市・鎮従業員養老保険から都市・農村居民養老保険に転入して、都市・農村居民養老保険規所定の受領条件に到達する時を待って都市・農村居民養老保険弁法に従い相応する待遇を計算・支給することを申請することができる。

(2) 個人口座の参入と納付期間

また、個人口座の預入額に関しては、①都市・鎮従業員基本養老保険から②都市・農村居民基本養老保険に切り替える場合、②都市・農村居民基本養老保険から①都市・鎮従業員基本養老保険に切り替える場合のいずれにおいても、全て移転して合算することになる（下記本弁法第 5 条、6 条及び本通知付属書 1、三、(五)）。

これに対して、納付年数に関しては、①都市・鎮従業員基本養老保険から②都市・農村居民基本養老保険に切り替える場合は、その納付年数を合算するのに対して（下記本弁法第 6 条及び本通知書付属書 1、三、(六)）、②都市・農村居民基本養老保険から①都市・鎮従業員基本養老保険に切り替える場合は、前者の過去の納付年数は①都市・鎮従業員基本養老保険に合算、又は換算しないとされる（下記本弁法第 5 条及び本通知書付属書 1、三、(六)）。

これもまた、②都市・農村居民基本養老保険は、①都市・鎮従業員基本養老保険に比べて保険料及び受給額が低いことから、切替を行う場合には逆のパターンに比べて不利な内容となっているといえる。

【本弁法】

第 5 条 保険加入人員は、都市・農村居民養老保険から都市・鎮従業員養老保険に転入する場合には、都市・農村居民養老保険の個人口座の預入額の全てについて都市・鎮従業員養老保険の個人口座に算入し、都市・農村居民養老保険の保険料納付年数について都市・鎮従業員養老保険の保険料納付年数として合算せず、又は換算しない。

第 6 条 保険加入人員は、都市・鎮従業員養老保険から都市・農村居民養老保険に転入する場合には、都市・鎮従業員養老保険の個人口座の預入額の全てについて都市・農村居民養老保険の個人口座に算入し、都市・鎮従業員養老保険加入に係る保険料納付年数について都市・農村居民養老保険の保険料納付年数として合算する。

【本通知付属書 1 都市・農村養老保険制度連携暫定施行弁法の宣伝要綱】

三、 「暫定施行弁法」を正確に把握する主たる政策

(五) 資金の移転

保険加入人員は、都市・農村居民養老保険から都市・鎮従業員養老保険に転入し、又は都市・鎮従業員養老保険から都市・農村居民養老保険に転入する場合には、いずれも個人口座の預入額を全て移転し、合併・累計して計算する。

「暫定施行弁法」では、都市・鎮従業員養老保険から都市・農村居民養老保険への移転について、都市・鎮従業員養老保険統一徴収基金を移転する旨を定めていない。

(六) 保険料納付年数の計算

「暫定施行弁法」では、保険加入人員が都市・鎮従業員養老保険から都市・農村居民養老保険に転入するときは当該人員の都市・鎮従業員養老保険加入に係る保険料納付年数について合

併・累加して都市・農村居民養老保険の保険料納付年数として計算することができ、保険加入人員が都市・農村居民養老保険から都市・鎮従業員養老保険に転入するときは当該人員の都市・農村居民養老保険加入に係る保険料納付年数について都市・鎮従業員養老保険の保険料納付年数として換算しない旨を定めている。

3. 養老保険の今後の課題

(1) 養老保険基金の積立金不足

前述のとおり、中国の養老保険制度は 1951 年に公布された「中華人民共和国労働保険条例」に端を発するものの、その実態としては、1990 年代まで企業が国有企業であることを前提とした退職金の支給によってまかなわれていた【17】。

そして、企業従業員に対する養老保険制度については、1991 年 6 月 26 日に「企業従業員養老保険制度の改革に関する国務院の決定」【18】が定められ、その後も「統一的企業従業員基本養老保険制度の確立に関する国務院の決定」【19】、「企業従業員基本養老保険制度の完全化に関する国務院の決定」【20】が定められたものの、いずれも企業従業員に対する中央レベルの規定であって（この間、地方レベルの制度は各地で定められた。）、農村住民を対象とした新型農村社会養老保険は 2009 年から、都市の非就労者を対象とした都市住民社会養老保険は 2011 年になってようやく導入されたにすぎない。

上記歴史的背景や、近く訪れるとされる中国の人口ボーナス期【21】等を踏まえると、将来的に養老保険基金の積立金が不足する可能性は十分に想定される。実際に、2013 年には、養老保険基金の支出が実質超過となった旨の報道がなされるなど【22】、養老保険システムの財政的健全化が必要である。

(2) 民間と公務員との格差

本稿では、民間の養老保険制度である①都市・鎮従業員基本養老保険と、②都市・農村居民基本養老保険について検討を加えたが、③機関・事業単位養老保険に何ら問題がないわけではない。

例えば、①都市・鎮従業員基本養老保険と③機関・事業単位養老保険を比較してみると、保険料の負担割合（前者の負担割合は、前述のとおり地方にもよるが、従業員負担分は、

17 2012 年 5 月付日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所による「中国の社会保険の概要とその最新動向」を参照。

http://www.jetro.go.jp/iframe/report/07000964/cn_social_insurance_text.pdf

18 国発[1991]33 号。

19 1997 年 7 月 16 日、国発[1997]26 号により公布。

20 2005 年 12 月 3 日、国発[2005]38 号により公布。

21 ①生産年齢人口（15 歳から 64 歳までの人口）を②総人口から生産年齢人口を引いた人口で割った数が、2 倍を下回る時期をいう。対義語として人口ボーナス期。

22 2013 年 11 月 29 日付 NNA 参照。

当該従業員の月平均賃金の8%程度、企業負担分が20%程度であり、後者は養老保険料の負担はない。)、年金額（前者は退職前賃金の40～50%であり、後者は80～90%とされる。）に大きな差がある。すなわち、公務員においては、保険料の負担がなく、かつ、受領する年金額が多くなっており、この点が問題視されている。

新公布法令解説 2

税関加工貿易貨物監督管理弁法／「税関加工貿易貨物監督管理弁法」の執行に関係する問題に関する公告

国家税関総署は 2014 年 3 月 12 日付で「税関加工貿易貨物監督管理弁法」（税関総署令第 219 号。以下、「本弁法」という。）を公布した。本弁法は、加工貿易に関する税関の基本規則であり、加工貿易貨物に係る手帳の開設、輸出入通関、加工、監督管理及び消込手続等に関する事項についての全般的なルールを定めたものである。

本弁法は公布日から施行されているが、施行と同時に、従来、加工貿易貨物に係る同種事項について規律していた「加工貿易貨物に対する税関の監督管理弁法」（2004 年 2 月 26 日税関総署令第 113 号により公布、2010 年 11 月 1 日税関総署第 195 号により最終改正公布。以下、「旧弁法」という。）が廃止されている。

本弁法の内容を旧弁法と比較すると、加工貿易貨物の管理が一部緩和され、手続が簡素化されているものと評価できる。

更に、国家税関総署は 2014 年 3 月 24 日付で『「税関加工貿易貨物監督管理弁法」の執行に関係する問題に関する公告』（税関総署公告〔2014〕21 号。以下、「本公告」という。）を公布し、本弁法が定める一部の事項について、申請資料や手続等の具体的細則を定めている。

1. 行政審査認可事項の取消しとこれに伴う主要な変更点

国務院が 2013 年 11 月 8 日に公布した「取消し及び下級委譲する行政審査認可項目に関する国務院の決定」（国発〔2013〕44 号）において、加工貿易備案（変更）、外注加工、深加工結転、残余材料結転、消込み（核銷）、審査承認放棄の 6 項目の行政許可審査認可項目について取り消すことが規定されている。これに合わせて旧弁法が規定していた内容について、変更が加えられている。

（1）加工貿易貨物の備案の不要化

旧弁法下において経営企業（加工貿易輸出入契約を対外的に締結する責任を負う各種輸出入企業及び外商投資企業、認可を経て来料加工経営許可を取得している対外加工組立サービス会社（本弁法第 42 条(5)））は、加工企業所在地の主管税関に対し加工貿易貨物の備案手続をしなければならないとされていた。

これに対して、本弁法においては、かかる加工貿易貨物の備案手続に関する規定が削除されており、加工貿易貨物の備案手続が不要となったと解される。他方で、新たに加工貿

易貨物の手帳設立手続が新設されている。

従来は加工貿易手帳の発行前に税関の審査確認が予定されていたが（旧弁法第 13 条）、これが不要になっている点で、税関による管理の重心が事前審査から事後監督管理に移行されたと評価することができるが、経営企業が加工貿易貨物の手帳設立手続を行う際に、主管税関に対して申告する事項、提出する書類・証書については、従来の加工貿易貨物の備案手続において申告する事項、提出する書類・証書と同様である（本弁法第 12 条、旧弁法第 11 条、第 12 条）。

（2）外注加工業務にかかる手続の簡素化

外注加工とは、経営企業が請負企業に委託して加工貿易貨物について加工をさせ、所定の期間内に加工後の製品を最終的に再輸出する行為をいう。

従来は、外注加工業務について、主管税関の認可が必要とされていたが、本弁法では主管税関の認可が必要とされていない。認可手続が不要となったかわりに、外注加工業務を展開する場合には、関連規定に従い、外注した日から 3 業務日内に税関に対し備案手続を行うことが要求されている（本弁法第 24 条第 1 項）。更に、経営企業は貨物の外注日から 10 日以内に税関へ実際の荷受け・荷送り状況を申告しなければならない、また、外注加工備案情報に変更が生じた場合には、税関に対して関連情報の変更を行わなければならない（本公告「六（一）」）。

その他、旧弁法下では、外注加工はあくまで「経営企業が自己の生産の特徴及び条件の制限を受ける場合」に認められることとなっており（旧弁法第 3 条(11)）、すなわち、経営企業（又は加工企業）が生産能力を有していることを前提に、原則として経営企業（又は加工企業）が加工をするが、ただ、生産の特徴及び条件の制限を受ける場合に、請負企業に対して加工貿易貨物の加工を委託（外注）することが認められていた。これに対して、本弁法は、「自己の生産の特徴及び条件の制限を受ける場合」という限定条件を廃止している（本弁法第 42 条(10)）。

また、外注加工業務の展開する際に、税額に相当する担保の提供が必要な場合についても、すべての工程を外注して加工させる場合に限定している（本弁法第 24 条第 3 項。旧弁法第 24 条では、この他、外注加工業務が税関区を跨ぐとき等の 3 つの場面についても、担保提供が必要な場合として規定していた。）。

（3）深加工結転に関する変更点

深加工結転とは、加工貿易企業が保税輸入材料・部品を加工した製品を他の加工貿易企業に移転して更に加工させた後に再輸出する経営活動をいう（本弁法第 42 条(8)）。

従来は、経営企業は、主管部門の認可を経て深加工結転業務を展開することが可能となっていたが（旧弁法第 22 条）、本弁法は主管部門の認可に関する規定を削除している。主管部門による認可に代えて、移入企業及び移出企業が、それぞれの主管税関に対し申告し、実際の荷受け・荷送り及び通関申告手続をすることが要求されている（本弁法第 23 条第 1

項)。なお、荷受け・荷送り申告及び通関申告を行っていない場合、主管税関は深加工結転申告表を受理せず、また、実際状況に基づいて深加工結転申告表の使用を暫定的に停止することができる」とされている（本公告「五」）。

また、次のとおり、新たに深加工結転手続ができない事由を設けている（本弁法第 23 条第 2 項）。

- ① 税関の監督管理要求に適合し、税関により期間を限り整頓・是正するよう命じられ、整頓・是正期間内にあること。
- ② 期限を徒過して消込申請していない手帳を有すること。
- ③ 密輸の嫌疑にかかわることにより既に税関により立件・調査され、案件結了していないこと。

2. その他の変更点

(1) 加工貿易企業の生産経営活動の年度報告の不要化

従来は、加工貿易企業は、規定に従い税関に対し前年度の企業生産経営活動の年度報告表等の資料を提出することが要求されていたが（旧弁法第 9 条第 2 項）、これが不要となっている。

(2) 加工貿易貨物の手帳設立手続における担保提供

旧弁法下における加工貿易貨物の備案制度においても、一定の場合、経営企業が税関に対して、担保を提供することが要求されていた。本弁法においては、加工貿易貨物の備案制度が廃止され、新たに加工貿易貨物の手帳設立手続に変更されているものの、従来と同様に、一定の場合には経営企業が税関に対して担保提供することが要求されている。ただし、従来は、担保提供の形式が、納付すべき税額に相当する保証金又は銀行保証状に限定されていたが、本弁法下においては非銀行金融機関の保証状によることも可能となった点の変更点として注目される（本弁法第 14 条、第 15 条、旧弁法第 15 条）。

なお、税関に対して保証金又は保証状を提出する必要があるのは次の場合である。

【保証金又は保証状を提出しなければ、税関が手帳設立手続を行わないもの】

- ① 密輸の嫌疑にかかわり、既に税関により立件して捜査され、事件につき審理が結了していないとき。
- ② 管理が混乱したことにより税関により整頓・是正を要求され、整頓・是正期間内にあるとき。

【手帳設立手続をする際に、税関が保証金又は保証状の提供を要求できる場合】

- ① 工場建屋又は設備をリースしているとき。
- ② 加工貿易業務を初めて展開するとき。
- ③ 加工貿易手帳につき 2 回以上延期を申請しているとき。

- ④ 異地加工貿易手続をしたとき。
- ⑤ 規則違反の嫌疑にかかわり、既に税関により立件して捜査され、事件につき審理が終了していないとき。

(3) 加工貿易貨物の放棄に関する項目の削除

旧弁法下では、経営企業が税関の認可を経て加工貿易貨物を放棄する場合、輸入貨物放棄についての関係規定に従い手続を行い、税関が放棄の受入れに係る書類・証書を証憑として消込みをすることとされていた（旧弁法第 35 条第 2 項）。これに対して、本弁法は、これに関連する条項を設けていない。

もっとも、加工貿易貨物の放棄に相当する事項については、国家税関総署が公布している「加工貿易半端材料、残余材料・部品、不良品、副産品及び被災保税貨物に関する税関の管理弁法」（2014 年 3 月 13 日税関総署令第 218 号により改正発布、同日施行）において「放棄」ではなく「廃棄処理」として整理され、規律されている。具体的には、加工貿易企業が事情により国内販売又は積戻しするすべがない半端材料、残余材料・部品、不良品、副産品又は被災保税貨物については、加工貿易企業が法定資質を有する単位に委託して廃棄処理をさせ、税関が、関連する証書、処分単位が発行する受入証書及び処分証明等の資料を証憑として消込み手続をすることとされている（同弁法第 11 条第 1 項）。

新公布法令解説 3

商標法実施条例

既報【23】のとおり、中国における「商標法」は 2013 年 8 月 30 日に第 3 次改正が公布され、2014 年 5 月 1 日に施行されている（以下、改正後の商標法を「改正法」という。）。そして、改正法施行後の商標に関する事件の管轄及び法律適用の問題については最高人民法院から司法解釈が公布されており【24】、これにより改正の前後に跨る商標事件【25】の取扱いルールが定められている。

一方、商標法の細則にあたる「商標法実施条例」【26】は、改正法に対応した改正が待たれていたが、この施行日の直前である 2014 年 4 月 29 日に公布がなされた（以下、改正後の商標法実施条例を「改正条例」という。）。また、同時期に、商標登録・管理等の主管機関である国家工商行政管理総局からも、「改正後の『商標法』を執行することに関する問題に関する通知」【27】（以下、「本通知」という。）が公布され、新旧商標法の接続に関する各種事項についての取扱い【28】を明らかにした。

本稿においては、これらの状況の下に公布・施行された改正条例の内容を中心に、従前との相違点等を踏まえて簡潔に紹介する。

²³ 本レポート 2013 年 11・12 月号新公布法令解説 2。以下同じ

²⁴ 「商標法改正決定の施行後の商標事件の管轄及び法律適用の問題に関する解釈」（法釈[2014]4 号、2014 年 3 月 25 日公布）

²⁵ この司法解釈によると、人民法院は次の商標事件を受理するものとされる（第 1 条）。

- ① 国务院工商行政管理部门の商標評価審査委員会（以下「商標評価審査委員会」という。）の下した復審決定又は裁定への不服に係る行政事件
- ② 工商行政管理部门のした商標に関するその他の具体的な行政行為への不服に係る事件
- ③ 商標権の権利帰属に係る紛争事件
- ④ 商標専用権の侵害に係る紛争事件
- ⑤ 商標専用権不侵害の確認に係る紛争事件
- ⑥ 商標権の譲渡契約に係る紛争事件
- ⑦ 商標使用許諾契約に係る紛争事件
- ⑧ 商標代理契約に係る紛争事件
- ⑨ 訴訟前の商標専用権侵害停止の申立てに係る事件
- ⑩ 商標専用権侵害停止の申立てによる損害責任に係る事件
- ⑪ 商標紛争による訴訟前の財産保全の申立てに係る事件
- ⑫ 商標紛争による訴訟前の証拠保全の申立てに係る事件
- ⑬ その他の商標事件

²⁶ 2002 年 8 月 3 日国务院令第 358 号により公布、同年 9 月 15 日施行、2014 年 5 月 1 日改正施行

²⁷ 2014 年 4 月 15 日工商標字[2014]81 号

²⁸ 施行日以前に提出された商標登録等の申請、商標評価審査委員会に対する復審申立て及び施行日以前に発生した違法行為に対する処理並びに「著名商標」の取扱い等。

1. 改正条例のポイント①

既報のとおり、商標法改正の際の主な考え方は、①出願者による商標登録の更なる便利化、②競争が公平な市場秩序の維持保護、③商標専用権保護の強化、の3つに集約されるとされている【²⁹】。一方、改正条例は全10章、98か条から成るが、当然ながらこれらの考え方に沿った規定が多く置かれている。国务院法制弁公室の関連責任者による記者会見【³⁰】では、改正条例のポイントとして、(1) 初歩査定の一部を分割して別の出願とすることができるようになったこと、(2) 商標事件審査・審理期限に算入しない事情を規定したこと、(3) 「商標国際登録」の章を増設したこと、(4) 商標権侵害行為を明確にしたこと、(5) 商標代理への監督管理を強化したこと、が挙げられている。そこで、以下においてこれらについて具体的に紹介する。

(1) 分割出願

改正法においては、商標登録出願の際に、出願者は商標を使用する商品類別及び名称を記入して登録出願する必要があるとともに、1通の出願を通じて複数の類別の商品について同一商標の登録を出願できるとされている(改正法第22条第1項、第2項)。これを受けて、改正条例においては、この1通の出願の際に一部商品について登録が拒絶された場合でも、残りの商品について分割して出願手続を維持することができ、出願日も当初の出願日が留保されることとされた(改正条例第22条第1項)。

これにより、複数の類別の商品の商標登録を同時に申請していた場合において、一部の類別の商品の商標が登録拒絶された場合でも、別の類別の商品の商標については当初の出願に基づき先に登録が行われうることとなり、出願期間の浪費が回避され、ひいては出願者の利益に資すること等が指摘されている。

(2) 商標審査・審理期限に算入しない事情

既報【³¹】のとおり、改正法においては商標局(及び商標評価審査委員会)による出願商標の審査又は不服申立てへの審査にあたっての手続期間が明確化されたが(改正法第28条、第34条及び第35条等)。そこで改正条例においては、商標局及び商標評価審査委員会がこれらの期限を遵守することができ、また出願者による挙証活動等を確実にこなえるようにするため、次の期間については商標審査及び審理に係る期間に算入しないものとした(改正条例第11条)。

- (a) 商標局及び商標評価審査委員会による文書の公示送達期間
- (b) 当事者が証拠を補充し、又は文書を補正する期間を必要とするとき及び当事者の交替に起因して新たな答弁期間を必要とするとき。

²⁹ 本レポート2013年11・12月号12頁参照。

³⁰ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2014-05/02/content_1861867.htm

³¹ 本レポート2013年11・12月号13頁参照。

- (c) 同日出願につき使用に係る証拠を提出するとき及び協議又は抽選に必要な期間
- (d) 優先権が確定するのを待つ必要のある期間
- (e) 審査又は審理の過程において、事件の出願人の請求により先行権利に係る事件の審理結果を待つ期間

(3) 「商標国際登録」の章の増設

従前、商標国際登録に関しては、改正前の「商標法実施条例」第 12 条に基づき、国家工商行政管理総局による「マドリッド商標国際登録実施弁法」【32】により中国を原帰属国とする出願及び中国を指定する領土延伸出願等についてのルール（具体的には、商標国際登録の出願方法・必要書類及び領土延伸出願に関する取扱い等が含まれる。）が定められていたが、改正条例第 5 章（第 34 条乃至第 50 条）において同弁法の主要な内容が追加・改正のうえ規定されることとなった（具体的には、商標国際登録の範囲、出願条件、基本手続及び国際登録商標の有効期間の起算点等の中国国内の登録商標とは異なるルールについての規定が含まれる。）。

これにより、商標国際登録に関するルールの形式的な法的効力が行政法規に格上げされたことになるが、上記弁法が廃止されたわけではないため、改正条例と重複しない同弁法の規定については引き続き有効であると解される。

(4) 商標権侵害行為の明確化

改正法における③商標専用権保護の強化に合わせて、改正条例第 8 章（第 75 条乃至第 82 条）においても登録商標専用権の保護に関する規定が置かれ、改正法上の商標権侵害行為類型に関する具体的意義【33】や、違法経営額の算出のために考慮できる要素等を明らかにしている。

(5) 商標代理への監督管理の強化

³² 国家工商行政管理総局令第 7 号、2003 年 6 月 1 日施行

³³ 例えば次のとおりである。

「改正法」

第 57 条 次に掲げる行為の 1 つをした場合には、いずれも登録商標専用権の侵害に属する。
(2) 商標登録人の許諾を経ないで、同一種類の商品に当該商標登録人の登録商標と近似する商標を使用し、又は類似する商品に当該商標登録人の登録商標と同一の、若しくは近似する商標を使用し、容易に混同をもたらす行為
(6) 他人の商標専用権を侵害する行為のため故意に便宜条件を提供し、他人が商標専用権の侵害を実施するのを幫助する行為

「改正条例」

第 75 条 他人の商標専用権を侵害するため倉庫・貯蔵、運送、郵送、印刷・作成、隠匿、経営場所及びネットワーク商品取引プラットフォーム等を提供した場合には、商標法第 57 条第(6)号所定の便宜条件の提供に属する。
第 76 条 同一種類の商品又は類似商品について、他人の登録商標と同一又は近似する表示を商品名称又は商品装飾として使用し、公衆を誤導した場合には、商標法第 57 条第(2)号所定の登録商標専用権を侵害する行為に属する。

改正法においては商標代理機構による違法行為に対する法律責任等についても規定されているが（改正法第 68 条）、改正条例においては商標代理に関する 1 章を設け（第 9 章、第 83 条乃至第 91 条）、それらの規定の補充・細則についての規定を置いた。

2. 改正条例のポイント②

以上のほか、商標に対する登録・管理の主管部門である工商行政管理部門（国家工商行政管理総局）関係者の意見【³⁴】としては、改正条例においては次の点が重要であるとされる。即ち、（1）音声商標の出願条件に係る規定、（2）データ文書による出願の際の具体的取扱い、（3）分割出願の操作手続の明確化、（4）速達（快递）を利用した場合の文書等の提出日の計算方法の明確化、（5）商標異議に係る具体的手続の完全化、（6）商標ライセンスの備案手続に関する具体的要求の明確化、の 6 点である。

これらは主に、改正法の考え方のうち、①出願者による商標登録の更なる便利化に資することに重点が置かれているように見受けられるが、以下において簡単に紹介する。

（1）音声商標の出願条件

既報【³⁵】のとおり、改正法（第 8 条）において明確に登録が可能となった音声商標について、改正条例においては、その出願の際の手続について規定が置かれた。即ち、音声表示で商標登録出願する場合には、音声サンプル【³⁶】を提出し、登録出願する音声商標について描写をしなければならず、音声商標について描写をする場合には、五線譜又は数字譜で記載し、かつ、文字説明を付加しなければならず、五線譜又は数字譜で描写するすべのない場合には、文字で描写を行わなければならないものとされた（改正条例第 13 条第 5 項）。

（2）データ文書による出願

改正法においては、出願の方法としてデータ文書によることが認められたが（改正法第 22 条第 3 項）、改正条例においては、このデータ文書による出願の際には、インターネットを通じて行なうべきことが規定された（改正条例第 8 条）。

（3）分割出願

分割出願手続の概要については 1.（1）のとおりである。国務院及び工商行政管理総局各責任者のいずれにおいてもこの点が改正のポイントとして挙げられていることからして、

³⁴ http://www.gov.cn/xinwen/2014-05/06/content_2672774.htm

³⁵ 本レポート 2013 年 11・12 月号 15 頁参照。

³⁶ 更に、商標局の規定によると、このサンプルについては光ディスクで提出されるべきであり、データ容量は 5MB を超えず、形式は wav 又は mp3 であるべきとされる。なお、この「商標局の規定」とは「音声商標受理及び審査標準」と推察されるが、本稿作成時点では未公布のようである。「中国商標網」記事（http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201405/t20140504_144621.html）等参照。

制定者側としてはこの手続について注目していることが窺われる。

(4) 速達（快递）を利用した文書等の提出

当局へ文書又は資料を提出する際に速達（快递）を利用した場合に、何時の日付をもって日数の基準とすべきかについては、従前の商標法及び同実施条例において明確でなかったが、改正条例において、これが速達（快递）企業の引受日を基準とすることが明記された（改正条例第 9 条）。

(5) 商標異議手続

既報【³⁷】のとおり、改正法においては、従前からの商標異議制度に改良が加えられたが（改正法第 33 条、第 35 条等）、これに対応して改正条例においても、商標異議申立の不受理事由の明記等の補充が加えられた（改正条例第 26 条等）。

(6) 商標ライセンスの際の備案手続

改正前の商標法実施条例においては、商標ライセンスの際の備案手続について、当該ライセンス契約の締結日から 3 ヶ月以内に契約副本を商標局に送付して行なうべきものとされていた。しかし、商標ライセンス契約の内容は当事者の商業秘密に関わる事が多いため、契約の提出を望まない申請者が多かったのが実情であり、また契約締結日から 3 ヶ月間という短期間で備案しなければならないことによる不便さも指摘されていた。そこで、改正条例においては備案手続の際に契約の提出を不要とし、また 3 ヶ月という期間制限を撤廃した（ライセンス契約の有効期間内に備案を行なえば足りるものとした（改正条例第 69 条））。

³⁷ 本レポート 2013 年 11・12 月号 13 頁参照。

中国 智库

富士通総研経済研究所 主席研究員 柯 隆

中国企業の過剰設備問題

中国では、企業の過剰設備の問題が深刻化している。中国経済は二けた成長から 7%台の成長に減速しているが、グローバル的視野で見れば、その成長率は決して低いとはいえない。しかし、国有企業を中心に過剰設備の問題が急浮上しており、問題はさらに深刻化する様相を呈している。

マクロ的視野で見れば、経済成長率の減速は有効需要を抑制することになる。しかし、本来ならば、10%前後の成長から 7%台の成長に減速しても、過剰設備の問題は深刻化するほど悪化しないはずである。にもかかわらず、鉄鋼やセメントなどの基幹産業について過剰設備の問題は深刻化している。

常識的に考えれば、企業が過剰設備を抱えることはその業績の悪化を意味するものである。しかし、利益を確保するために、過剰設備を削減すれば、企業の従業員が解雇され、社会不安につながる恐れがある。結果的に、過剰設備を抱える企業はすぐには過剰設備を削減せず、景気の回復を期待しながら、経営をやりくりすることになる。

しかし、肝心な景気は回復する兆しを見せていない。李克強首相が性急な景気対策を実施すれば、不動産バブルが再燃する恐れがある。そもそも景気刺激策を実施しないことはリコノミクスの一柱の一つである。つまり、李克強首相の真意は拙速な景気刺激策は不動産バブルの再燃をもたらすため、景気刺激策を実施せず、産業構造と経済構造の転換を促すことが重要であるというものである。要するに、国有企業を中心に中国の財界は構造転換に関する李克強首相のリクエストに応えようとしていないのである。そこで、カリスマ性の弱い李克強首相は景気の減速を容認する苦肉の策を取らざるを得ず、産業構造の高度化と経済成長モデルの転換を図ろうとしている。この方策は成功するとは限らず、景気減速がハードランディングすれば、中国社会は大混乱に陥る恐れがある。正しいやり方は景気の手当をしつつ、構造転換を図るということであるべきである。

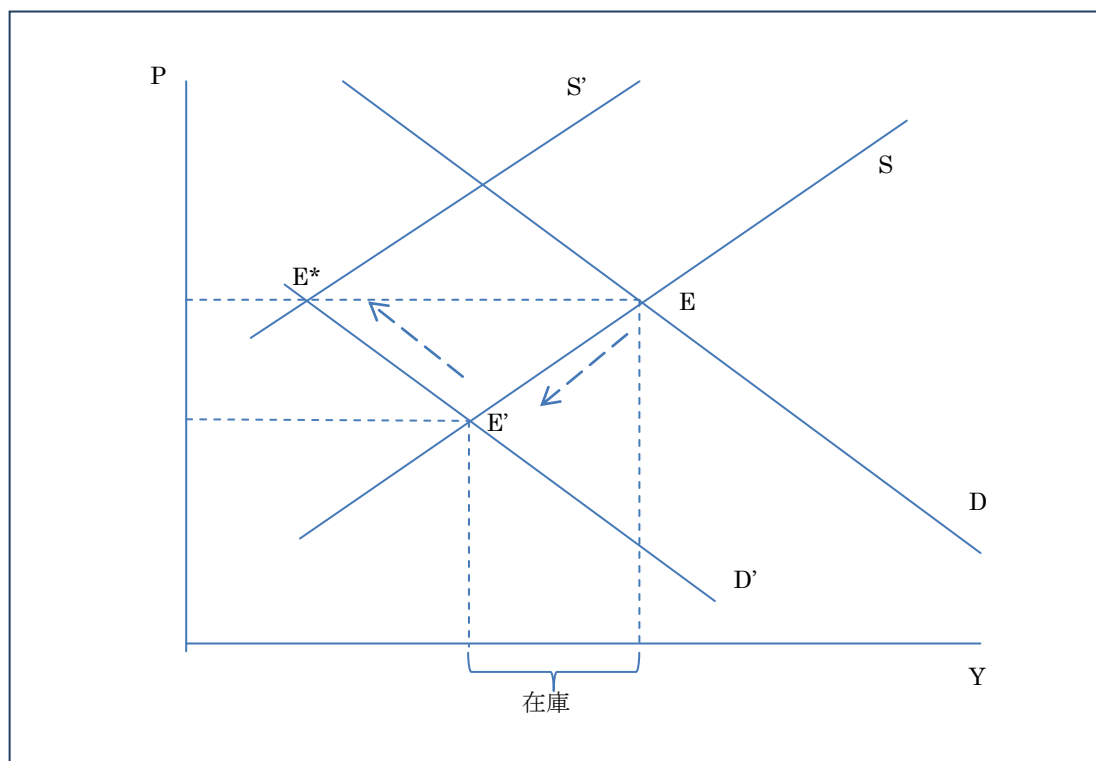
1. 過剰設備が生まれるメカニズム

一般的に、企業にとっての過剰設備とはマーケットの需要を上回る生産設備のことである。市場経済では、企業が過剰設備を抱えれば、その生産した製品や商品の一部は売れ残り在庫となることを意味する。企業は過剰設備を削減しなければ、その財務体質が悪化し、場合によっては破たんに追い込まれる恐れがある。企業にとっての合理的な経営体制はト

ヨタ自動車がか考案したジャストインタイム（看板方式）と呼ばれるモデルであり、部品や製品の在庫を最小限に抑えることである。

そして、市場経済では、市場の需給関係を調節するのは価格メカニズムである。ある商品に対する需要が供給を大きく上回った場合、当該商品の価格が上昇し、生産者は価格の高騰をみて設備投資を増額し生産能力を需要に見合ったレベルまで拡大する。それによって当該商品の価格は均衡水準に回帰する。逆に、ある商品の供給が市場の需要を大きく上回れば、当該商品の価格が下落する。生産者は企業業績の悪化を避けるために、過剰設備を需要と供給が均衡水準に達するまで削減する。このメカニズムこそはアダム・スミスがいう市場の見えざる手である。

図 1 企業の過剰設備が生まれるプロセス



資料：筆者作成

このことは図 1 で確認することができる。図 1 のなかで D は需要曲線であり、S は供給曲線である。その交点 E は均衡を表すものである。何等かの原因で需要が減少した場合、需要曲線は D から D' にシフトされ、新たな均衡 E' に達する。この段階で供給 S が調整されなければ、過剰設備が生まれ、それを使って生産すれば、製品在庫が生ずることになる。市場経済では、企業は在庫の積み上げを回避するために、過剰設備を削減し、供給を抑えるようにする。その結果、供給曲線は S から S' にシフトされる。そこで、市場の需給は新たな均衡 E* に達成する。

これに対して、社会主義計画経済では、国営企業の仕入れと生産のいずれも政府の策定する経済計画に基づいて展開され、市場の需給を考えない。極論すれば、社会主義では、企業の供給不足または過剰設備は経常状態である。国営企業が過剰設備を抱えることは何ら不思議なことではないのである。設備の減価償却の概念のない社会主義国では、いくら過剰設備を抱えてもそれは企業業績の悪化を意味しない。否、そもそも社会主義国では、企業業績という概念がなく、毎年、政府にどれほどの「利潤」を上納するかが企業経営を図る重要な指標だった。要するに、社会主義体制では、国営企業の最終責任と権限は国営企業の工場長になく、国家、すなわち、政府にある。個別企業はマーケットの需要と供給に対応する必要はなく、一国全体の需要と供給がバランスするように政府は計画を立てて実施する。最終的に、需要と供給が均衡しなければ、価格の変動を認める代わりに、計画的な配給を実施する。

問題は、中国は社会主義計画経済を断念し、市場経済の道を歩むようになったことにある。制度的に、政府は企業の仕入れ、生産と販売について関与しなくなった。しかし、政府は依然として大型投資プロジェクトの許認可権を行使しており、国有企業は大型設備投資を実施するときも政府の許認可を得ることが必要である。理論的に政府は国有企業に設備投資を強要することはないが、国有企業の投資マインドは積極的であり、国有銀行も政府の許認可を得ているプロジェクトであれば、破たんすることはなかろうと考える。投資主体の国有企業もこうした設備投資に失敗しても、政府が救済すると期待する。そのうえ、政府は毎年の経済成長について往々にして楽観的な見通しを示す。そうすると、企業は設備投資を実施するにあたり、政府の許認可を得ており、国有銀行からの融資も得られ、景気動向について強気であるため、設備投資の拡大に躊躇する理由などない。このことこそ中国で企業の過剰設備が生まれる背景である。

2. 過剰設備問題を否定する中国国内研究者の論理

個別企業の立場に立って考えれば、過剰設備の存在はいうまでもなく企業業績を悪化させる。しかし、中国国内の一部の研究者は企業の過剰設備の存在を明確に否定している。要するに、中国企業には過剰設備の問題など存在しないというのである。その代表者の一人は中国国務院発展研究センター副主任の劉世錦氏である。国務院発展研究センターは中国政府の中核的なシンクタンクであり、その主な責任者の一人の考えは単なる一研究者の考え方を遥かに凌駕するものである。

ここでまずこれらの研究者の主な主張を整理しておくことにする。

第一に、仮に企業の過剰設備比率は 30%に達しているとしても、中国経済は今でも年 7-8%の成長を続けているため、毎年 7-8%の成長を支えるためには、それ相応の設備投資を行う必要がある。向こう、3-4 年、新規の設備投資を見送りにすれば、目下の過剰設備は完全に解消されるという計算になる。したがって、ここで無理に過剰設備を削減する必要はないというのである。

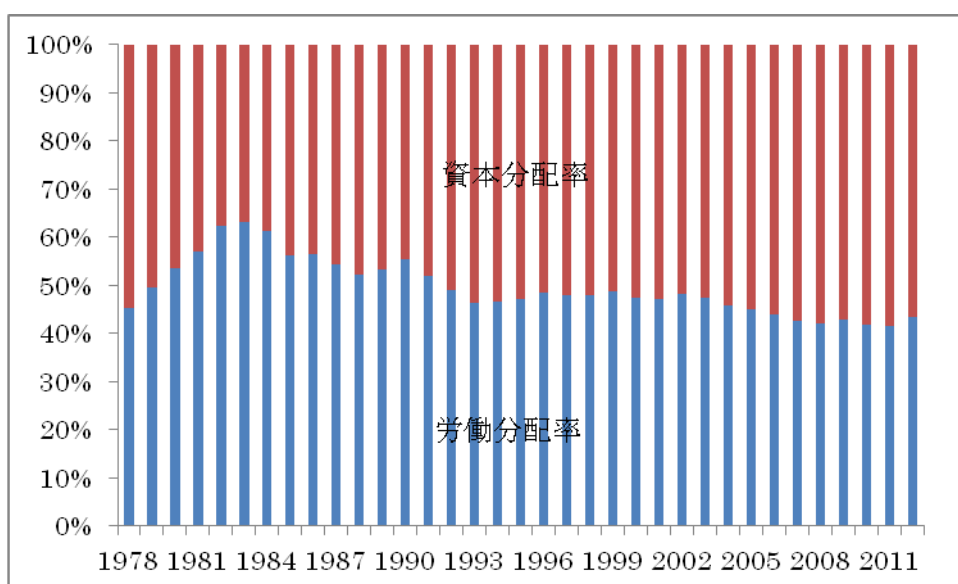
第二に、企業設備の過不足は景気循環に大きく影響される。景気がよいときは設備が不

足するのに対して、景気が減速するトレンドにおいて設備は過剰となる。中国では景気変動が大きいのは問題であり、そのときどきの景気変動で設備が過不足するが、問題は設備のキャパシティがなく、いかに景気を安定させるかにある。

第三に、中国は依然として新興国であり、人間に喩えれば、成長期にあたる。成長期にある中国経済にとって静学的に目下の需要に合わせて設備投資を抑えれば、供給不足は成長を妨げることになる。要するに、日々成長する子供に洋服を買い与える場合と同じように、現下の身長と体系に合わせてぴったりの洋服をオーダーして作って、翌年にはその洋服は小さくなってしまふ恐れがある。したがって、実際の身長と体系より大きめの洋服を作るべきというのである。

これらの指摘はいずれも一定の合理性が認められよう。しかし、中国経済の成長モデルは投資と輸出に依存している。消費率（消費÷GDP）が40%未満である現状を考えれば、今の設備規模は明らかに多すぎると言わざるを得ない。無論、消費が振興されれば、現在の過剰設備の問題が解消される可能性もある。問題はいかに消費を盛り上げていくかにある。短期的に消費を盛り上げることができなければ、過剰設備をタイムリーに削減しなければならない。

図2 中国の労働分配率と資本分配率の推移



資料：中国国家统计局

一般的に、消費を盛り上げるためには、年金や医療保険を中心とする社会保障制度を整備しなければならないといわれている。すなわち、社会保障制度が整備されなければ、消費者は安心して消費することができない。ごもつもの指摘だが、必ずしも十分に説得的とはいえない。社会保障制度の整備が消費を盛り上げる前提であるとすれば、中国のような13億6000万人の人口を有する大国では、社会保障制度を整備するには数十年かかるも

のと予想される。では、中国の消費が盛り上がるのは数十年後というのだろうか。明らかにそういうことではない。

中国は消費性向の低い国である。それは中国人の文化と習慣に起因する部分がある一方、実際問題として多くの家計にとり消費をしたくても、消費するだけの経済力がない状況にある。国民総所得に占める家計の可処分所得の割合、すなわち、労働分配率はアメリカの 70%、日本の 60%とインドの 55%に比べ、中国はわずか 40%しかない（図 2 参照）。それに対して、政府と企業の取り分である資本分配率は 60%に達している。この所得分配の構造からも分かる通り、中国では、消費の主役は一般家計ではなく、政府と企業セクターである。結論的にいえば、消費を盛り上げるには、まず家計の可処分所得を経済成長率相応に引き上げる必要があり、とくに、低所得層の底上げが重要である。

3. カギを握る不動産市場の動向

中国では、不動産市場はバブル化しているとよく指摘されている。そもそも不動産バブルはどのようなものなのだろうか。なぜ中国では、不動産バブルが起きるのだろうか。

経済学では、バブルについて明確な定義がなされていない。一般的には、時価で評価されている資産価格がその適正価格を大きく上回る状況と説明されているが、ある資産（不動産や株式）の適正価格はどのように定義すればいいのだろうか。また、この説明の追加的な敷衍として投機によって資産価格が異常に高騰している状況とも説明されている。ただし、こうした定性的な説明をもってある不動産市場がバブルかどうかを判断するには恣意が含まれがちになる。

では、中国の不動産市場がバブルか否かをどのように判断すればいいのだろうか。

住宅などの不動産についてその価格が適正かどうかの判断としてその社会の勤労者家族平均年収の 6 倍以下であれば、一般には 30-35 年間の銀行ローンを借りても期限内に返済が可能のため、バブルではなく適正といわれている。この指標から中国の不動産価格をみると、最高時には勤労者家族平均年収の 25 倍に達していたが、今は約 20 倍であるといわれている。このことの意味は、平均的な勤労者家族が平均的な住宅を購入した場合、頭金を 3-4 割払ったあとに、残金について 35 年間の銀行ローンを借りたとしても期間内に返済が不能ということである。したがって、今の住宅価格は適正水準にあるとはいえない。



不動産バブルが懸念される中、買主の現れない「急売」物件が増加している。毎日の朝礼でスタッフの士気を高めようとする不動産会社。（写真：上海市浦東新区）

不動産市場に関するもう一つの考察は、一般家計がマイホームとして住宅を購入する場合、実需であるため、バブルになる可能性が低いという点である。不動産バブルが起きる要因は、利益の最大化を追求する不動産投機または投資である。中国では、マイホームを購入する実需も旺盛だが、それ以上に旺盛なのは二戸目、三戸目の住宅を購入する投資目的のものである。

こうしたなかで、市場関係者にインタビューすれば、不動産需要が旺盛であり、バブルが崩壊する可能性が低いとほとんどの関係者は指摘する。振り返れば、25年前、日本経済のバブル崩壊について何人の者が予見できたのだろうか。バブルが崩壊するまで関係者は目いっぱいリスクをとって投資を拡大する。これはワシントン大学のミンスキー教授が提唱したミンスキー理論である。それによれば、投資家はリスクを取れなくなるまで投資を増やそうとする。何等かのきっかけでそのリスクが投資家によって認知されれば、多くの投資家はその投資を引き揚げ、資産を投げ売りする。これはバブルの崩壊を意味する。中国の不動産市場が臨界点に向かっているかどうかは判断できないが、危険性が高まっているのは確かである。

長い間、中国の建材産業は根強い不動産需要を背景に毎年巨額の設備投資を続けてきた。しかし、2012年以降、経済成長は軟調に推移し、2013年下期から不動産価格が伸び悩み、今年に入ってから主要都市では、不動産価格が徐々に低下するようになった。これが鉄鋼、セメント、板ガラス、アルミといった建材産業で過剰設備の問題が浮上する背景である。

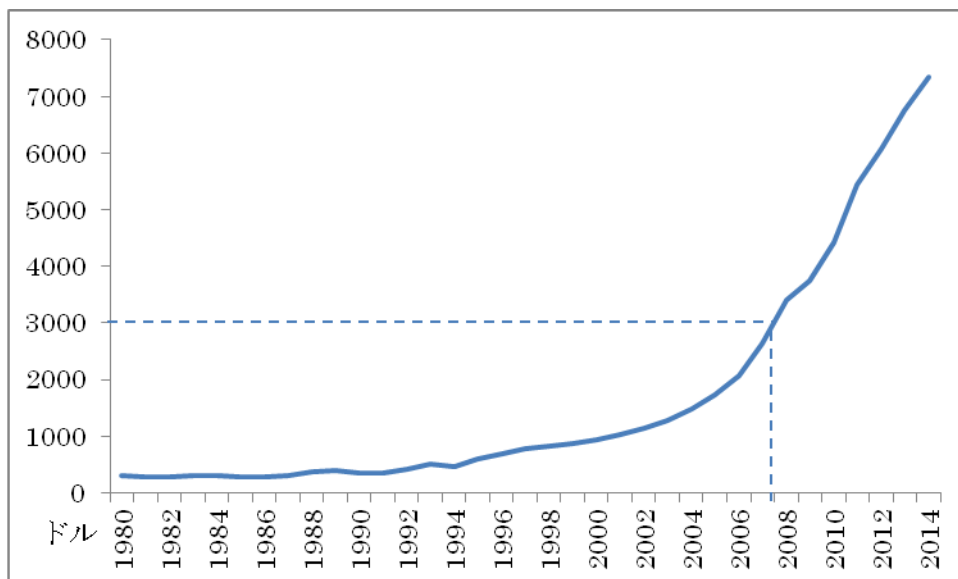
4. 好調な自動車産業の過剰設備問題

中国の自動車産業は景気が減速しているにもかかわらず、生産台数も販売台数も増加し、世界一を誇っている。中国自動車工業協会の発表によれば、2013年、中国の自動車生産台数は2,211万台に達し、販売台数は2,198万台数に上るといわれている。同時に、国家発展改革委員会の推計によれば、自動車産業は依然500万台分の過剰設備を抱えているといわれている。

中国の自動車産業の特徴は国内販売が大きなウェイトを占め、輸出はわずかしかない点にある。そして、中国の自動車輸出は主にアフリカと南米向けである。なぜこのような産業構造になっているかといえば、自動車メーカーの主役はすべて日米欧など外国メーカーとの合弁であり、中国の自主ブランドがほとんど確立されていないからである。

振り返れば、中国でモータリゼーションが始まったのは、2007年に一人当たりGDPが3000ドルを超えたころだった。ちょうど2008年に北京でオリンピックが開かれ、2年後の2010年に上海で万博が開催された。こういう意味からすれば、2005年から2010年までの5年間は中国経済にとり黄金の期間といえる。

図 3 中国の一人当たり GDP の推移 (1980-2014 年)



注：2013 年と 2014 年は推計値

資料：IMF

その後、中国経済は成長を続け、一人あたり GDP も急拡大している（図 3 参照）。そして、中国に進出する外国メーカーと地場メーカーはいずれも楽観的な見通しで設備投資を増やしてきた。中国では、マイカーを購入するのは 30 代と 40 代の層が中心であり、そのほとんどは一人っ子世代である。しかし、ほとんどの消費者は初めてマイカーを購入するものであり、彼らにとり車は単なる交通手段だけでなく、ステータスシンボルの意味合いが強い。その結果、多くの消費者は地場メーカーの車よりも外国ブランドの車を選好する傾向が強かった。

そこで地場メーカーは外国メーカーとの技術とブランドのギャップを埋めるために、相次いで外国メーカーの買収に取り掛かった。有名な事例としては、浙江省の吉利汽車がボルボを買収したケースである。地場メーカーにとり外国メーカーを買収すれば、技術を手に入れることができ、ブランド力も向上する。無論、こういった思惑が現実的なものになるかどうかについては、地場メーカーがどこまで外国メーカーから技術を習得できるかにかかっている。

前述したように、2005 年から 2010 年までの 5 年間は中国経済の黄金期だった。同時に、自動車産業が技術的にキャッチアップする期間でもあった。中国政府は自動車産業のキャッチアップをバックアップするため、政策面と資金面などさまざまな側面から地場の自動車メーカーを支援した。中国では、自動車産業は参入が制限されている産業である。自動車産業に関する参入制限をかけるのは新規参入者の乱立で業績悪化になりかねない既存メーカーを保護するためである。しかし、自動車産業の実態を考察すれば、自動車メーカーはすでに多すぎるといえる。

北京五輪と上海万博の余韻は 2011 年まで続いたが、2012 年に入ってから業界の様子は徐々に変化し始めた。中国市場における自動車需要が軟調になったのである。これは、富裕層の自動車購入がすでに一巡したことを意味する。一方で中所得層にとっては、ガソリン価格の上昇など自動車保有のランニングコストが高すぎる。そのうえ、主要都市の政府は環境対策の一環として自動車の増加を規制しはじめた。北京や上海などの主要都市では、自動車のナンバープレートの新規発行を制限し、くじ引きを行ったうえで、1 枚のナンバープレートを購入する値段は 10 万元（約 160 万円）もかかる場合がある。

現在、中国では、自動車の保有台数は 1 億台を超えているが、今後も増えると思われる。ただし、自動車メーカーの設備投資の拡大に比べ、需要の顕在化は遅い。その結果、上で述べた国家発展改革委員会が推計した 500 万台の生産設備が過剰になった。

5. 過剰設備の問題をもたらした政府の責任

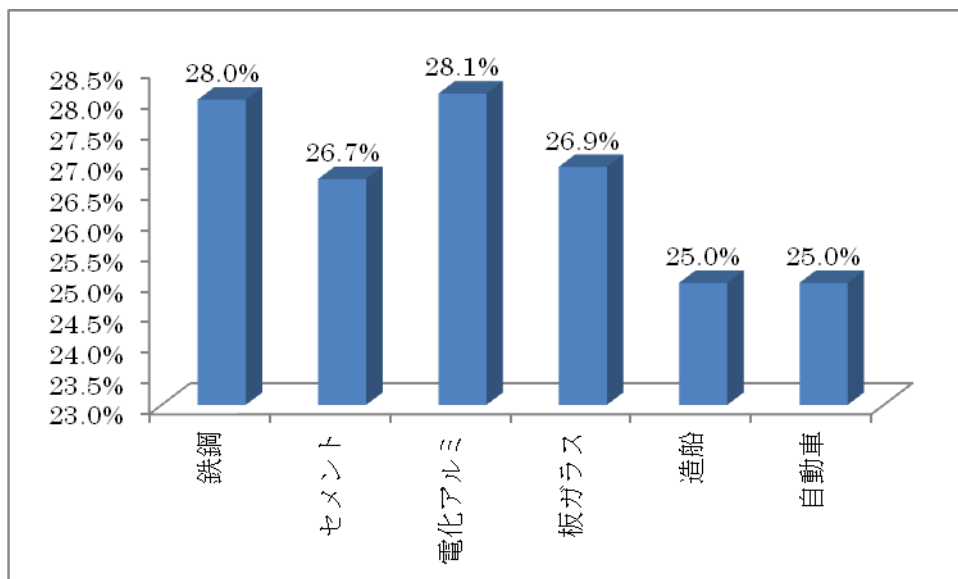
政府・共産党にとり経済成長こそ自らの正当性を誇示する証左である。長い間、毎年の春に開かれる全人代（国会に相当する）で歴代首相は高成長の実現を自らの業績として誇示し、それを受けて、地方政府も実力以上の高成長を追求してきた。共産党の人事評価システムでは、地方経済の成長率が地方幹部の成績を評価する重要な指標だった。その結果、地方政府の幹部は実際に実現された成長率を水増しして中央政府に報告しマスコミで公表する。その水増しされた経済成長率を受けて企業は設備投資を増やそうとする。これこそ過剰設備が生まれる真の背景である。

2013 年 11 月に開かれた共産党中央三中全会で採決された改革を深化させる「決定」では、市場メカニズムの機能を強化するとしている。これは正しい問題意識である。企業の過剰設備は政府の鶴の一声で削減させるものではなく、市場メカニズムによって調整されるものである。政府が市場に過度に関与しているから過剰設備が生まれる。

そして、過剰設備を抱えているのは国有企業であり、国有企業は市場の需給関係を無視して設備投資を行う。2009 年、胡錦濤政権はリーマンショックの影響を最小限に食い止めるために、突如として 4 兆元（当時の為替レートでは約 56 兆円）もの財政出動を実施した。これらの財政資金およびそれに関連する国有銀行の融資はほぼすべて国有企業に流れた。

市場メカニズムの調整機能を確立するには、国有企業改革を急がなければならない。では、国有企業をどのように改革すればいいのだろうか。端的に言えば、国有企業を完全に民営化することである。現在、国有企業はすでに共産党高級幹部の既得権益になっているが、国有企業を民営化すれば、その経営が合理化し、過剰設備を抱えることができなくなる。

図 4 中国の主要産業の過剰設備の割合 (2013 年)



資料：中国国家發展改革委員会、国務院

三中全会以降、政府国務院と国家發展改革委員会は、鉄鋼、セメント、板ガラス、アルミ、銅といった国有企業が独占・寡占する産業の過剰設備の削減を呼びかけている。図 4 に示したのは、主要産業の過剰設備の割合である。一部の地域では、国有企業は表面上政府の呼びかけに呼応し過剰設備を削減したように見せかけているが、実際は過剰設備を削減しておらず温存している。すなわち、国有企業は政府のこうした呼びかけが一時的なものであり、それが過ぎれば、過剰になっている設備を再稼働させることができると考えているようだ。

習近平政権が誕生してからすでに 1 年半経過した。しかし、中国経済の構造について大きな変化はみられていない。景気減速が続いており、企業の過剰設備問題も依然深刻な状況にある。性急な金融緩和策を実施しないと豪語していた李克強首相はここに来て **selective** (選択的) な金融緩和策の実施を宣言している。具体的に、商業銀行の預金準備率を一斉に引き下げるのではなく、構造転換に寄与する産業について預金準備率を引き下げるとしている。その目的は政府が進める構造転換にとって重要な産業についてその資金調達コストを合理的なレンジに引き下げることであるといわれている。

しかし、この改革は明らかに間違っており、実行不可能である。まず、お金には色がついていない。どのようにして産業を選別しそれに関する準備率を引き下げるかは不明である。上に政策あり、下に対策あり、とよくいわれる中国では、こうした **selective** な政策を実施することは結果的にそれに該当する産業にとってフリーランチとなる。政府が融資の方向性を決めることは新たな過剰設備を作ることに繋がる。

最後に、中国経済はすでに二けたの高成長の黄金期を過ぎた。そして、高成長が続いているなかで、水面下に隠れていた構造問題はすでに浮上している。継ぎはぎのような小手

先の手当では、これらの構造問題は解決されない。否、逆に問題はますます深刻化する恐れがある。三中全会の決議で示された改革のアジェンダは基本的に間違っていない。市場メカニズムの強化は過剰設備の削減に寄与すると思われる。ここで重要なのは市場経済への改革に果敢に取り組むことである。

筆者紹介：

1963年中国南京市生まれ。1994年名古屋大学大学院経済学修士課程修了。1998年より、富士通総研経済研究所 主任研究員を経て現職。専門は開発金融、中国経済論。

—時事問題研究 関税評価（査定価格）を巡る徴税の季節の再到来—

キャストグループ代表 弁護士・税理士 村尾 龍雄

税関は国家税務局（国税）、地方税務局（地方税）とともに徴税の担い手である国家機関である。輸入貨物に対する輸入関税及び輸入段階増値税の徴収を主たる任務とし、輸出貨物に対する輸出関税の徴収を従たる任務とする。

各地の税関は国家税関総署から毎年度、徴税目標額を割り当てられる。これは国家税務総局から各地の国家税務局、地方税務局が徴税目標額を割り当てられるのと同様の構図である。この徴税目標額を達成できない場合のマイナス効果があるのか、あるとして、それがいかなる内容かは不明であるが、未達が頻発すれば、税関の局長クラスの出世に響くのは間違いないだろう。そうすると、景気が落ち込むときには徴税目標額の達成が怪しくなるので、各地の税関は何とか徴税できるところはないか、躍起になって探索することになる。その過程で貿易規模の大きい外資系企業がターゲットにされることは珍しくない。

こうしたときには、もちろん徴税には論拠が必要であるから、その論拠が何かが問題となる。その三大論拠が加工貿易、HS コード及び関税評価（査定価格）である。加工貿易は輸入貨物が保税（すなわち後に再輸出されることを解除条件とする輸入関税及び輸入段階増値税の徴税義務の暫定的停止）で輸入されるから、輸入されたものが本当に再輸出されたかを加工貿易手帳及び単耗（標準使用量管理）を通じて定期的に検査する必要があるところ、当該検査時に輸入及び再輸出の均衡を失していることが判明すると、その限度で輸入関税及び輸入段階増値税の徴収を命じられることとなる。HS コードは「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description Coding System）に関する国際条約（HS 条約）」に基づいて定められたコード番号のことで、WCO（World Customs Organization。世界貿易機構）加盟国が締結する。中国も日本も WCO 加盟国なので、HS コード分類に従って輸入関税率を定めることになる。ところが、半導体等、電子部品には複数の HS コードのうちどれに分類すればよいか不明確なものがある。この場合、輸入者は緻密な分類のための思考を経ずに、より輸入関税率の低いものを選択する傾向にあるし、また仮に各地の税関への事前相談を通じて輸入関税率の低い HS コード分類が認められても、それが口頭確認にとどまり、証拠化できていないために、徴税時に高い HS コード分類を主張する税関職員に対して効果的な反駁ができず、結果として高い HS コード分類を前提とする差額徴税の憂き目に遭うことも多い。全国には商品分類を任務とする税関機関もあるけれども、そこへ鑑定申請をしても、各地の税関の徴税努力に負の影響を与えてはいけないという配慮が働くからか、有事になってからの申請にタイムリーな応答がなく、それが事態の解決の糸口になることは決して多くないように思われる。

さて、以上に続く 3 つ目が関税評価（査定価格）である。関税評価は輸入貨物に対する価値評価を意味し、輸入関税及び輸入段階増値税の基礎となるものである。したがって、

それが高ければ高いほど徴収できる税金額は高くなるから、税関に有利となる。関税評価は当事者が売買契約に基づき決定する CIF 価格（成約価格）を原則とするけれども、それが不合理に低廉であると認められれば、税関は例外的に関税評価プロセスを通じて徴税の基礎価格を調整する権利を有する。この法的仕組みは中国が独自に考案したものではなく、WCO 加盟国が遵守すべき基本的ルールを遵守して法制化されている。その中核的な法令は 2006 年 5 月 1 日に施行されたが、これが 2014 年 2 月 1 日に廃止され、同日にその後継となる新たな 2 つの法令が施行された。「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（税関総署第 213 号令）、「税関国内販売保税貨物課税価格査定弁法」（税関総署第 211 号令）がそれである。前者は旧法とほぼ同一内容であるから、新法の新法たる所以は後者が旧法中の同種規定を一層詳細化したところに認めることができる。

しかし、注意すべきは、この種の重要法令が施行された初年度から 2、3 年の間は、おそらく各地の税関で勉強会が開催される影響で、これに基づき徴税を試みる事例が急増するであろうことである。適切な比喻ではないかもしれないが、新たなオモチャを与えられた子供がそれを積極的に使いたがるのと同様の構図である。2006 年の時点でもそうであったから、2014 年を含む 2、3 年度も同様の傾向となることが予想される。筆者の実務経験では、2014 年 7 月時点で関税評価を理由として各地の税関稽查局から徴税要求を受けている例が複数登場しているから、予想は一部で既に現実化しているともいえる。各種メディアは中国の景気が宜しくないと喧伝しているから（バブル崩壊リスクを煽る論調までである）、それが正鵠を射たものであるならば、新法令を利用した徴税例の増加には拍車がかかるということになる。

問題となる類型としては、勃興する中国消費市場を狙った BtoC 商品が日本の市場価格と比較して低廉輸入されていると指摘するものもあるであろうけれども（類型 A）、歴史的にメーカーの現地子会社が中国に多数存在する日本の場合、現地子会社が日本本社に支払うロイヤルティに対して輸入関税及び輸入段階増値税を課税する動きが一層顕著となるはずである（類型 B）。類型 B は、日本本社が一方で現地子会社が生産に使用する部材の売主であり、他方で現地子会社に対して技術ライセンスをするライセンサーでもある場合、売主とライセンサーの地位が兼併すれば、輸入関税及び輸入段階増値税の対象となる売買価格を不当に低廉に調整して、当該税金の掛からないロイヤルティ形式で吸収する不当な操作が行われるのではないかという懸念に立脚するものである。この場合、納税者となる輸入者は、①ロイヤルティと輸入貨物の関係性がないこと、または②ロイヤルティ支払いが輸入貨物販売の条件となっていないこと、のいずれかを証明しなければならないのであるが、一生懸命に証明の準備をしても、ともかく徴税目標額達成のために手ぶらでは帰れないと思っている税関が納得するかどうかは別の問題であって、馬耳東風となるケースが実務的に主流化するかもしれない。

しかし、だからといって唯々諾々と納税に応じる場合、現地子会社が数十にも及ぶ企業グループもあるから、1 社の納税が他の現地子会社に波及しないと限らない。また、輸入

関税が確実に納付日の属する会計年度における税コストとして損金算入対象となるのか、輸入段階増値税について仕入れ増値税額控除対象となるのかも安定的でない。前者は文脈上、反則金的に理解され、損金不算入とされる例があり得るし、後者も証憑入手を誤ると、控除対象とすることを拒否される例があり得る。すなわち、納税をするにも、国家税務局企業所得税処、増値税処との目線を意識しなければ、前門の狼（税関）との関係に決着をつけることができたと思っても、後門の虎（国家税務局）に時期を異にして襲われるという悲劇があり得るのである。

そこで、毅然として税関と対決する道（すなわち納税命令に基づいて一旦納税しつつ、納税命令について不服申立てしたり、訴訟提起する）を選べば、輸入貨物が通関できなくなったり、リードタイムが大幅に遅延するという、「江戸の敵を長崎で討たれる」型リスクが直ちに現実化するかもしれない。そしてそのことはロイヤルティに対する輸入関税及び輸入段階増値税の納付よりも遥かに大きな損害を企業グループに及ぼすかもしれない。

こうして往々にして刑事事件にまで発展しがちな類型 A と比較して、類型 B については輸入関税及び輸入段階増値税をほ脱する故意の認定が困難であることなどから、その懸念は小さいのであるが、固有の憂慮すべき課題が認められるのである。こうして 2006 年以來の関税評価（査定価格）を巡る徴税の季節の再到来は暫くの間、多くの日本の現地子会社の頭痛のタネとなることが予想されるのである。（了）

筆者紹介：

1990 年 京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市役所を経て 95 年 弁護士登録。99 年 村尾龍雄法律事務所、2000 年キャストコンサルティング（上海）、02 年 弁護士法人キャスト、11 年 村尾龍雄律師事務所（香港）を設立し、中国事業のコンサルティングは 10 年以上の実績をもつ。日系企業のアジア進出サポートのため、12 年 キャストコンサルティング（ミャンマー）、13 年 弁護士法人キャスト ホーチミン支店を設立し、現地に根差したサービスを提供している。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を 2 度受賞。『これからの中国ビジネスがよくわかる本』（ダイヤモンド社）ほか著書・論文多数。

一コラム 中国経済発展の歴史と国家開発銀行一

国際協力銀行 北京首席駐在員 菊池 洋

本レポートに目を通して頂いている方の記憶に残っているかも知れないが、2013 年 3～4 月号で、スーパー政策性銀行として中国国家開発銀行の紹介をしたが、この銀行の姿を詳細に解説した日本語の書籍が 2014 年 4 月出版された。「チャイナズ・スーパーバンク：中国を動かす謎の巨大銀行」（訳：築地正登、発行所：原書房）と言うタイトルのこの書籍（以下、「本書」と言う。）は、オリジナルが「China's Superbank: Debt, Oil and Influence - How China Development Bank is Rewriting the Rules of Finance」と言う書籍の全訳本で、著者は北京に在住するヘンリー・サンダースンとマイケル・フォーサイスと言う二人のジャーナリストである。

本書の紹介する中国開銀

本書は、著者の綿密な取材に基づく説明の積み重ねにより、中国経済の内なる発展の軌跡と、外に向かう強烈な力の背景に、金融と言う手段を用いて中国を世界第二位の経済規模にまで一気に押し上げた陰の立役者としての中国開銀の姿が描かれている。立役者と言っても過言ではないのは、昨今、日本でも新聞紙上で良く目にする中国経済に関する問題—地方政府債務、シャドー・バンキング、融資平台、理財商品、不動産バブル崩壊、都市化と言った国内問題、そして米国との摩擦の原因になっている華為技術や ZTE 中興と言った通信機器メーカー、資源獲得を目指したアフリカやベネズエラとの関係など—には、中国開銀の関与がある。

2013 年からシャドー・バンキングが注目を集め、融資平台を通じた不透明な地方債務状況が問題になっているが、地方政府の直接借り入れが制限されている中国で、融資平台の制度を最初に作ったのが中国開銀であり、1998 年に始まったこのモデルを、本書では「蕪湖モデル」として紹介している。蕪湖とは揚子江に面する安徽省の地方都市である。土地の使用権に着目し、インフラ整備を通じた地価の値上がりを前提にした都市開発は、中国開銀の関与によりこの蕪湖市で始まり、上海、天津、蘇州など主要各都市に広がったとされる。太子党の重鎮である陳元行長（当時）の存在による政府系金融機関としての中国開銀のブランド力で、四大国有商業銀行が追随することとなり、最終的には中国全省・直轄市で融資平台がない場所はないと言う。

本書は、陳元行長とベネズエラのウゴ・チャベス大統領が、カラカスで向き合う場面の描写から始まる。西側の銀行が二の足を踏むベネズエラ向け融資に関し、中国開銀は「融資と資源の交換」取引を通じてリスクを最小限に抑えると共に、ベネズエラは融資で得た資金を ZTE 中興、CITIC 集団、中国水電、中国石油などからの買い付けに使うことで、中国は一石二鳥の利益を手にする。一方、アフリカ向けでは、2007 年 6 月に立ち上げたアフリカ開発基金の詳細な説明がある。アフリカでは唯一の中国の未公開株式ファンドとして華々しくスタートしたが、この基金の遅建新総裁の「最初に思ったほど簡単ではなかった」

との率直なインタビュー結果を詳述しているのは、通常パーティーライン一色の発表しか聞けない内情を知る上で、本書の価値を高めている。

これからの中国開銀

習近平国家主席が、2013 年 11 月の共産党第 18 期中央委員会第 3 回総会（三中全会）で発表した 60 項目の重大決定の中で、都市化の健全発展体制を改善するため、都市インフラ建設及び住宅向けの政策性金融機関の創設を検討すると謳われている。2014 年 6 月、中国開銀内に住宅金融事業部を設立することを、銀行監督管理委員会が認可した。新しい政策性金融機関の設立は、実際容易ではないことを考えれば、共産党の重大決定の答えとして、中国開銀を活用することが一つの答えになったものと思われる。今後、住宅金融事業部は、開銀内部の専門部署として「市場メカニズムに基づく運営、予算的な独立、ローリスク・ローリターン、効率透明」を運営原則とし、全国の特にスラム街の再開発加速に、低コストかつ長期に安定した資金を提供することになる（中国開銀の発表より）。都市化の推進は、現指導部の経済改革の目玉の一つである。

更に海外業務に目を転じると、中国が主導権を握る国際開発金融機関設立の動きの陰に中国開銀がある。既に数年前から協議が進む BRICS 銀行、そして 2013 年 10 月に習近平国家主席が東南アジアを歴訪した際に提唱したアジア・インフラ投資銀行（AIIB）は、当初、既存の国際開発金融機関で中国が発言力を高めるためのレバレッジに使うだけで実現性は低いと見られていたが、2014 年に入り設立に向けた具体的な動きが加速している。しかし、国際的な開発金融機関を設立することは、職員の採用・トレーニング、システムの構築を考えるだけでも容易なことではないので、ゼロから作り上げるよりも、既存の組織を母体とすることが想定される。

例えば BRICS の中では、ブラジル国立経済社会開発銀行（BNDES）が国内開発金融機関として存在感がある。しかし、2013 年末の総資産 7,820 億リアル（約 3,322 億ドル）は、中国開銀の三分の一程度の規模感である。BNDES も海外向け業務を手掛けてはいるものの、外貨貸付残高が 2,200 億ドル（2012 年末）を超える中国開銀の方が存在感は大きい。AIIB に至っては、中国が最大株主となることから、自ずと中国開銀が主要な役割を果たすことになると思われる。

しかし、中国開銀の業務運営に課題がない訳ではない。中国開銀は主として債券発行を通じて資金調達を行う。この債券を保有する金融機関には、中国政府の発行する国債と同様にリスク・ウェイトはゼロ%が適用されるが、中国政府の明示的な保証は付されていない。暗黙の政府保証をベースに業務を拡大してきた中国開銀については、著者の指摘するチェック・アンド・バランスの欠如と言う問題がある。中国企業の海外進出支援のため、外貨管理局（SAFE）の外貨準備を活用した仕組みが構築され、中国開銀もその恩恵を受けていると言われる。昨年、著者の一人であるヘンリー・サンダーソンに会った時、SAFE 自体はリスクを取っている訳ではなく、全て銀行と企業にリスクを押し付けている点を強調していた。政策課題を遂行していると認識している中国開銀が、プロジェクト審査にどの程度当事者意識を持っているのだろうか。政府との間で、責任の所在が曖昧になっている可能

性もある。

1994 年の設立から陣頭指揮を執ってきた陳元行長は 2013 年に退任したが、中国の経済発展の重要なプレーヤーとして中国開銀の高い存在感は今後も続くであろう。記者あとがきで「悔しいが、こんな怪物のような銀行の存在すら知らなかった」と記述しているのは、多くの読者に共通の感想と思われる。(了)

ご照会先

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街 2 号 銀泰中心 C 座 2102 号

Tel: +86-10-6505-8989 Fax : +86-10-6505-3829

本レポートは中国に関する概略的情報を株式会社国際協力銀行 北京代表処が皆様に無償ベースにて提供するものであり、当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承下さい。